

令和3年度(2021年度)公共事業(大規模等)事前評価調査書

基準年月日

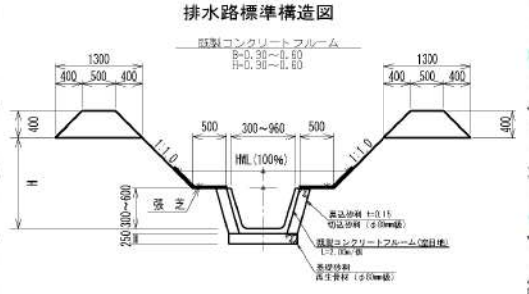
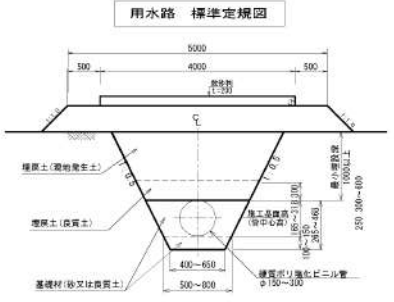
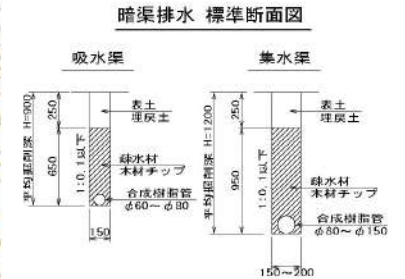
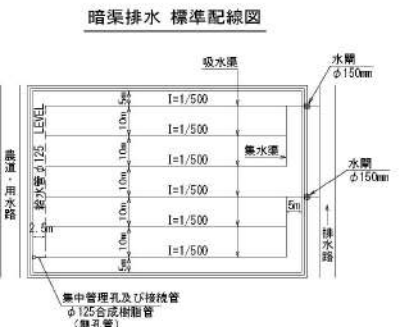
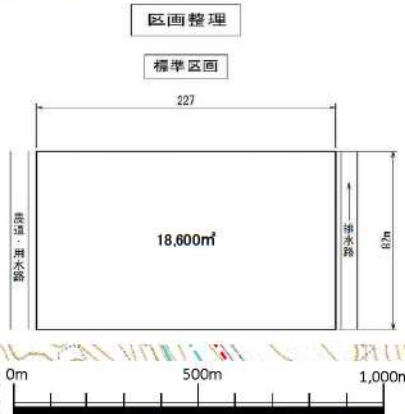
令和4年3月1日

調査番号	06-14	所管部	農政部	作成責任者	農政部農村振興局農村計画課長 大浦 正和			
				担当係	水田計画係 (内) 27-425			
I 基本事項								
事業種別	道営土地改良事業費(農地整備事業(中山間地域型))							
地区名	なかふら ^{あさひなか} 旭中	市町村名	中富良野町	事業期間	採択	R5 (2023)	完了	R13 (2031)
事業費	3,200 百万円	負担割合	国 55.0%	道 32.5%	市町村	-	その他	12.5%
			1,760	1,040	-			400
事業目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ●良質米の安定生産及び転作作物の生産性向上を図る。 ●農作業効率の向上及び水管理の合理化により労働力の省力化を図る。 ●換地により農地や農業施設の再編整備を図る。 ●担い手への農地集積・集約化を図る。 ●事業実施により安全・安心な食の生産をささえる。 			事業概要 本地区は中富良野町の東部に位置する水田地帯である。本事業において、安定した用水供給や深水かんがい等の水管理を適切に行うため、用水路の整備により良質米の安定生産を図るとともに、区画整理により現況30a程度の区画を1.9ha程度の規模まで大区画化し農作業効率の向上を図る。併せて排水改良や汎用化に向けた暗渠排水、作土厚確保のための客土、大区画化に伴う切深不足解消を目的とした排水路整備により作物の生産性向上を図ることで、競争力のある農業の実現に資する。				
	工事費内訳 【アウトカム】等 ●事業実施前(R4年(2022年))の担い手農地利用集積率(受益面積のうち担い手が耕作する面積の割合)は80.8%だが、本事業を実施することにより事業完了翌年に86.3%の高水準を維持することが可能となる。			受益面積 A=150ha 受益戸数 27戸 ○区画整理 A=150ha (整地、暗渠排水(集中管理孔付)、客土、用水路(パイプライン)、排水路、耕作道) ○測量設計費 360 ○用地補償費 43 ○換地費 65 計 3,200				
総合計画での位置付け	施策名	農業農村整備の推進				総合計画：大項目 経済・産業		
	総合計画：中項目	農林水産業の持続的な成長			総合計画：小項目	潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり		
	施策目標	地域の個性や創造力を活かした農業・農村の持続的発展に向けて「いのちの源「食」の生産をささえる」「多様な担い手と地域をささえる」「豊かな農村環境をささえる」の3つを整備の基本方針とし、地域の実情に即した生産基盤等の計画的な整備を進める。			関連する指標	食料自給率(カロリーベース) 令和7年度(2025年度) 目標値：238%		
II 評価								
1. 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は水稻(転作率80%程度)、小麦を主体とした営農が行われ、たまねぎ、にんじん等の高収益作物も作付されている。 ●JAふらののブランド米である“ふらの米”や、地域のたまねぎやにんじんを使った加工品(スープやソース)の販売がJA、直売所で行われているなど6次産業化の取組も進められている。 ●これまでも道営事業等で整備が行われているが、農家戸数の減少に伴い、担い手の経営規模の拡大が進んでいるなか、営農の更なる効率化を図るための大区画化が必要となっている。現況の区画では、管理するほ場が多く、用水の水管理などに時間を要しているほか、農地が分散していることでほ場間移動にロスが生じるなど作業効率も悪く、担い手への農地集積・集約化の支障となっている。 ●そのため、ほ場の大区画化と併せて農業用排水施設の再編整備を行い、水管理の省力化や維持管理費の低減など営農の更なる効率化を図ること、また、暗渠排水及び暗渠排水の落口を確保するために排水路整備を行い、農地の排水性の改善と汎用化を図ることが必要である。作土不足のほ場では客土により作土厚を確保することも必要である。 ●暗渠排水に用水路を接続する集中管理孔を整備し、用水で管内清掃を行うことで維持管理を容易にし長寿命化を図るとともに、地下かんがいに活用することで干ばつを回避し生産性の向上を図る。 ●用水の安定供給、維持管理負担の軽減を図り、良質米を安定して生産するために、本事業で末端用水路の再編整備が必要である。 ●本事業は、北海道総合計画の第4章の2の(1)「農林水産業の持続的な成長」、第6期北海道農業・農村振興推進計画第3章の1「持続可能で生産性が高い農業・農村の確立」、第6期なかふらのまちづくり総合計画に位置付けられている。 							
2. 適切性	<ul style="list-style-type: none"> ●実施に当たり関係機関との協議調整や専門的な知識が必要とされることから、国又は北海道による実施が適切と判断する。 ●国が実施主体となるための事業要件は満足していないものの、北海道が実施主体となるための事業要件を満足していることから、北海道が実施主体となって実施する。 							
3. 代替案の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●暗渠排水の管種と疎水材の決定に際しては、入手の容易さや供給可能量など、地域の実績等を総合的に検討している。 ●客土は、必要量が確保可能な購入土場を選定している。 ●用水路については、設計条件を考慮し構造を選定している。 ●排水路については、現況切深の検証を行い構造を選定している。 							
4. 緊急性・優先性	<ul style="list-style-type: none"> ●担い手の経営規模拡大に対応した効率的なほ場の整備が早急に求められている。 ●農地の排水性の改善や汎用化の促進など、作物の生産性の向上を図るための早急な整備が求められているため、緊急性は高い。 ●新たな食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の向上を目標に掲げ、講ずべき施策として農業生産基盤整備を示しており、食料の安定生産に寄与する本事業の優先性は高い。 							
5. 環境への影響・配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は中富良野町が作成した田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域に位置付けられている。 ●本地区の排水流末が接続している河川に生息する魚類や動植物の生態系及び景観に配慮した環境保全対策について、環境情報協議会へ諮っていないことから、今後、上川総合振興局にて開催する同協議会へ提案し意見交換を行うこととする。 							

6. 妥当性	根拠法令等	土地改良法、北海道農業・農村振興条例				
	その他	北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第6期なかふらのまちづくり総合計画				
	地域の動向・意向、事業関係手続、コスト縮減の取組					
	【地域の動向・意向】 ●H30(2018)～ 地域より整備要望を受け、受益者、中富良野町、JAふらの、富良野土地改良区等と区画整理を中心とした地域の整備構想の検討を開始。 ●R3(2021)～ 地域の整備構想に基づいた事業計画策定を開始。	【事業関係手続】 ・R1(2019).5 中富良野町農業農村整備事業管理計画に登録 ・R4(2022).10 整備要望を反映した事業計画概要の作成(予定)	【コスト縮減の取組】 ・特になし			
7. 事業効果	経済効果の内訳(百万円)		費用の内訳(百万円)		B/C 1.13	備考 ・「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(農林水産省H30改正)に基づき算出 ・経済効果の合計と費用の合計は、「工期+40年」の累計で算出しR4年度に現在価値化している。 ・費用の合計は現在価値化しているため事業費と異なる。 ・区画整理内用排水路と接続する上位用排水施設等にかかる費用を「関連施設」として計上している。 ・維持管理費節減効果は、現施設の維持管理費に対して、再整備した場合の維持管理費の増減及び事業を実施せず現施設の機能がなくなった場合の維持管理費の増減の合計により、マイナスとなる。
	作物生産効果	3,172	区画整理	2,993		
	品質向上効果	294	関連施設	1,555		
	営農経費節減効果	1,153				
	維持管理費節減効果	△ 22				
	災害防止効果	195				
	国産農産物安定供給効果	387				
	合計(B)	5,179	合計(C)	4,548		
8. 事業特性による特記事項	【協議・調整状況】 ・該当事項：埋蔵文化財保護のための事前協議、用水路の道道・町道横断、排水路の町道横断・一級河川接続協議、耕作道路の町道接続協議 ・実施状況：いずれの事前協議も終了しており、工法等について了解を得ている。					
	【その他】 ・基盤整備関連経営体育成等促進計画を作成。(農地集積計画) ・負担割合の「その他」は、農業者の負担割合及び負担金である。 ・担い手：農業経営の改善に意欲的で、市町村が認定した地域農業を担う農業経営者。					
Ⅲ 今後の対処方針						
対処方針	農地・農業施設の整備水準の向上に大きく寄与し、地域農業の維持に大きく貢献するとともに国民への食料の安定供給に資することから要望を行うことは妥当である。					
	a	a：要望を行うことは妥当 b：要望に当たって検討を要する c：要望を行うことは妥当でない				

農地整備事業 (中山間地域型)

あさひなか
なかふ旭中地区 計画一般図



凡 例	
---	市町村界
---	地区界
---	幹線用水路
---	用水路 (区画整理)
---	既設用水路
---	排水路 (区画整理)
---	既設排水路
---	耕作道
---	暗渠排水
---	客土
---	区画整理
---	受益地
---	田
---	畑